

## 介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

### （約款の目的）

第1条 介護老人保健施設ルーエしもつま（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

### （適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出した時点から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。但し、本約款、重要事項説明書、別紙1（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

### （身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と同連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

### （利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サー

ビス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

（当施設からの解除）

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

（利用料金）

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、送付等の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示

した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

#### (身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### (秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙1のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

#### (緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

#### (事故発生時の対応)

第11条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第12条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員、苦情相談担当に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第13条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

# 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

## 1. 施設の概要

### (1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設ルーエしもつま
- ・開設年月日 平成9年7月15日
- ・所在地 茨城県下妻市江1832番地
- ・電話番号 0296-44-8000(代) ・ファックス番号 0296-44-8121
- ・施設長(医師)名 小山 完二
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設(0851080010号)

### (2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

#### [介護老人保健施設ルーエしもつ夏の運営方針]

法に基づき、病弱な寝たきり老人や寝たきりに準ずる状態にある老人等の疾病の予防、治療、機能回復訓練等の保険事業を総合的に実施し、老人の自立を支援し、家庭への復帰を目指すことを目的とし、明るい家庭的雰囲気の中で暖かく接し、地域や家庭との結びつきを重視し、老人福祉の増進を図るものとします。

又地域に対して開かれた施設とするため各種福祉団体、慰問会、学童等の見学、慰問を積極的に受け入れ各種学校の研修の場を提供し在宅支援を目的とし私達のルーエしもつまを積極的に紹介し理解をしていただくように努めていきます。

### (3) 施設の職員体制

	常 勤	夜間
管理者	1人(医師)	
看護職員	9人以上	1人
介護職員	25人以上	3人
支援相談員	1人以上	
理学療法士・作業療法士	1人以上	
管理栄養士・栄養士	1人以上	
介護支援専門員	1人以上	
事務員	1人以上	

### (4) 入所定員等

- ・定員 100名
- ・療養室 個室 10室、2人室 7室、4人室 19室

### (5) 通所リハビリテーション定員

- ・定員 65名 ※2単位計（1単位目：40名 2単位目：25名）

(6) 短期入所療養介護定員

- ・入所空床利用

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）  
朝食 8時00分～8時45分 昼食 12時00分～12時45分  
夕食 18時00分～18時30分 ※時間は施設の都合により変更となる場合があります。
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑨ リハビリテーション
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑬ 理美容サービス（原則月4回実施します。事前申込制となります。）
- ⑭ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリ利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑮ 行政手続代行
- ⑯ その他  
\*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名称 医療法人 光潤会 平間病院
- ・住所 茨城県下妻市江2051番地

・協力歯科医療機関

- ・名称 わたなべ歯科診療所
- ・住所 茨城県下妻市半谷491-84

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

#### 4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会・・・・・・・・・・・・・・・・午前 10:00～午後 8:00 ※感染症対策時期等を除く
- ・ 外出・外泊・・・・・・・・・・・・ご本人の体調に合わせ、できる限り外出・外泊を勧めております。ご希望の際には職員にお申し出ください  
(外泊は原則月に 6 日程度までとさせて頂いております)
- ・ 飲酒・喫煙・・・・・・・・・・・・原則禁止
- ・ 火気の取扱い・・・・・・・・・・・・必要の場合は職員立会いの元で取り扱ってください
- ・ 設備・備品の利用・・・・・・・・使用目的にそってお使いください
- ・ 所持品・備品等の持ち込み・・職員に申し出てください
- ・ 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・当施設ではお預かりしませんのであまり持ち込まないで下さい (責任は負いかねます)
- ・ 外泊時等の施設外での受診・・受診前に施設に必ず連絡し指示を受けてください
- ・ 宗教活動・・・・・・・・・・・・契約前にご相談ください
- ・ ペットの持ち込み・・・・・・・・持ち込まないでください

#### 5. 非常災害対策

- ・ 防災設備     スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・ 防災訓練     年 2 回

#### 6. 衛生管理

施設における感染症や食中毒の予防、まん延防止のため対策指針を整備しています。また検討する委員会を定期的に開催し、職員研修及び訓練を実施します。

#### 7. 虐待防止

入所者の人権擁護、虐待発生または再発防止のため、虐待防止指針を整備し、対策委員会を開催し定期的な研修を実施します。

#### 8. 身体拘束

入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて身体的拘束、行動制限を行いません。やむを得ず行う場合には理由や状況を適切に記録します。また適正化のための委員会、研修を定期的実施します。

#### 9. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、サービスを継続実施するための計画を策定し定期的に見直しを実施しています。この内容は従業員に周知し定期的な研修と訓練を実施します。

#### 10. ハラスメント対策

適切なサービス提供を確保する観点から、職場における従業員間のハラスメントを防止する措置を講じています。

#### 11. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

## 1 2. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、ご要望などございましたらお気軽にご相談ください。(担当：永藤)

また、別に苦情相談担当(担当：高田・国府田)も在籍しております。苦情等お寄せいただければ速やかに対応いたします。また、事務所カウンターに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

### 介護老人保健施設 ルーエしもつま

☎ 0296-44-8000 FAX 0296-44-8121

### 茨城県国民健康保険団体連合会

☎ 0293-01-1569 (介護保険課)

☎ 0293-01-1565 (介護保険苦情相談室)

## 1 3. その他

当施設についての詳細は、インターネットにてホームページ (<https://ruhe-s.jp>) をご覧いただくか、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

## 1 4. 利用料金

### (1) サービス利用料金内訳とご負担について

別紙利用料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(介護保険自己負担額)をお支払い下さい。

### (2) 利用料金の支払方法

別紙利用料金表の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月10日以降に利用者代理人宛てに請求書を送付させていただきますので、同月20日までに施設に直接お支払いください。

## 1 5. 支払い方法

・毎月10日以降に前月分の請求書を発行します。その月の末日までにお支払いください。お支払い確認後に領収書を発行いたします。

・お支払い方法は、現金にてお支払い、または銀行・郵便振込の2方法があります。

①現金でのお支払い：事務所窓口にてお受けいたします。領収書はその場にてお渡し致します。事務所営業時間にお越しくださいませ。

②振り込みでのお支払い：ご入金確認は月2回(月半ばと月末)行っており、お支払いが確認が出来次第、領収書を郵送致します。

※通所リハビリテーション、ショートステイご利用の場合、ご利用日に料金をお預け頂くことも可能です。領収書は連絡帳ケースに入れお渡し致します。



<別紙1>

## 個人情報の利用目的

(令和3年4月1日現在)

介護老人保健施設ルーエしもつまでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

### 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - －入退所等の管理
  - －会計・経理
  - －事故等の報告
  - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - －検体検査業務の委託その他の業務委託
  - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
  - －保険事務の委託
  - －審査支払機関へのレセプトの提出
  - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
  - －当施設において行われる学生の実習への協力
  - －当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
  - －外部監査機関への情報提供

## ＜別添資料＞ 介護保険負担限度額認定について

施設入所及び短期入所療養介護（ショートステイ）サービス利用において、一定の所得要件を満たした方を対象に、食費と居住費（滞在費）が軽減されます。対象となる方の所得状況等により、1～4 までの負担段階が区分され、負担限度額（施設に支払う 1 日あたりの金額）が決められます。軽減を受けるには市町村へ申請が必要です。

**第 1 段階** 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 または 生活保護受給者。かつ、預貯金等が単身で 1,000 万円（夫婦で 2,000 万円）以下

**第 2 段階** 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80 万円以下の方。かつ、預貯金等が単身で 650 万円（夫婦で 1,650 万円）以下

**第 3 段階-(1)** 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方。かつ、預貯金等が単身で 550 万円（夫婦で 1,550 万円）以下

**第 3 段階-(2)** 世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が 120 万円超の方。かつ、預貯金等が単身で 500 万円（夫婦で 1,500 万円）以下

**第 4 段階** 上記以外の方

利用者 負担段階	負担限度額(日額)部屋代		負担限度額(日額)食費	
			入所	短期入所
第 1 段階	多床室	0 円	300 円	300 円
	従来型個室	490 円		
第 2 段階	多床室	370 円	390 円	600 円
	従来型個室	490 円		
第 3 段階-(1)	多床室	370 円	650 円	1,000 円
	従来型個室	1,310 円		
第 3 段階-(2)	多床室	370 円	1,360 円	1,300 円
	従来型個室	1,310 円		
第 4 段階	負担限度なし（施設既定の金額をお支払い頂きます）			

詳しくはお住まいの市町村の介護保険課までお問い合わせ下さい。

**介護老人保健施設ルーエしもつま  
短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護） 利用同意書**

指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明をおこないました。

令和 年 月 日

**【説明者】**

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

介護老人保健施設ルーエしもつま短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を利用するにあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。また、私及び契約者、家族等に関する個人情報を別紙1に定める「個人情報の利用目的」の必要最低限の範囲内で利用、提供、または収集することについても同意しました。

<利用者>

住 所

氏 名

印

<利用者の身元引受人>

住 所

氏 名

印

介護老人保健施設ルーエしもつま  
施設長 小山 完二 殿

**【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】**

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	

**【本約款第10条3項緊急時及び第11条3項事故発生時の連絡先】**

・氏 名	(続柄 )
・住 所	
・電話番号	